

議案第二十四号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成二年三月十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年三月十三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二種町営住宅の表昭和六十三年度の項の次に次のように加える。

平成元年度	徳本	三朝町大字横手字徳本	木造コロニアル葺二階建
-------	----	------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。